

平成19年度 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

公表する内容

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受け、その意見をつけて議会に報告するとともに、これらの比率を公表することが義務となりました。

公表する比率は、「健全化判断比率」の「1.実質赤字比率」、「2.連結実質赤字比率」、「3.実質公債費比率」、「4.将来負担比率」の4つの指標と「5.資金不足比率」です。

津別町の健全化判断比率と資金不足比率

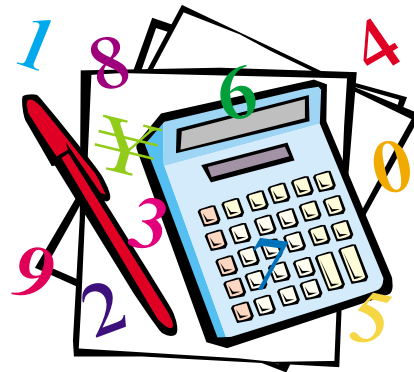
平成19年度決算に基づき算定した健全化判断比率と資金不足比率は下表のとおりで、すべて基準を下回りました。

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
津 別 町	—	—	16.7	5.2
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※算定結果が黒字になるため、「—」と表示されています。

区 分	上水道事業会計	簡易水道事業特別会計	下水道事業特別会計
津 別 町	—	—	—
経営健全化基準	20.00	20.00	20.00

※算定結果が黒字になるため、「—」と表示されています。



健全化判断比率の4指標と資金不足比率が表しているもの

1. 実質赤字比率 町の一般会計の赤字の程度を指標化したもの。
2. 連結実質赤字比率 町の全ての会計の黒字や赤字を合計して、町全体の会計の赤字の程度を指標化したもの。
3. 実質公債費比率 町その年の借金返済額もしくは借入に準ずるものの支払額を合計して、一般会計の負担の程度を指標化したもの。
4. 将来負担比率 一般会計の借金残高や特別会計等の借入金残高に対する今後の一般会計の負担見込額などを合計して、将来負担する可能性のある額の大きさを指標化したもの。
5. 資金不足比率 公営企業（上水道事業等）の資金不足を、料金収入の規模と比較して指標化したもの。

津別町の平成19年度決算における健全化判断比率および資金不足比率は、いずれも基準を下回っています。しかし、依然として財政状況は厳しく、町としてもより一層の健全化に向けた財政運営を行っていくこととしています。

問い合わせ先

役場 企画財政課企画財政グループ ☎76-2151 内線239

11月10日開催の第5回総合計画策定審議会は、『津別町のめざす将来像』など

部会討議結果の発表の場とします



「将来のまちの姿を描く計画づくりがスタートし、4回の策定審議会を開催しました。新しい総合計画は町民の手で」と方向づけられた総合計画策定に臨む基本的事項は、「まちは舞台、主役は町民」「町民皆様

の想いを形に変えるために、「地域経済の活性化を目指し、町民一人一人が生き生きと実行する手づくりの計画をつくり上げるために」の3つの柱からなるものです。特に、どのような計画も、策定の過程がその性質を決定付けるという観点から、総合計画の策定過程それ自体が自治の試みになるよう、審議会委員と担当職員による共同作業で、『津別町の将来像』を描き合う部会討議が行なわれてきました。

9月と10月の2回の審議会で、行なわれた8部会に分れた討議は、第1テーマ「資源の掘り起こし」、第2テーマ「解決すべき課題」、第3テーマ「何を望むのか」という内容で、この討議の目的は、「まちの課題と解決方法を議論するための材料」と「まちづくりの理念、めざす将来像などからなる基本構想の柱」を絞り込むためのものです。10月6日に開催された第4回策定審議会では、前段に11月の部会討議発表の進めについて確認された後、前回の部会討議によってグループ分けされた「資源及び潜在力」と「解決すべき課題」からの「津別町の将来像」について、「何を望むのか」の小テーマ「こんなまちにしたい」、「こんなことができる」について、部会毎にまとめ上げる討議と作業が行われました。8部会ともに、発表者を決定し発表の流れについて確認され、部会討議結果の発表の場



となる11月の審議会に臨む準備が着々と進められているところです。公開開催の策定審議会です。町民皆様の多数のご来場をお待ちしております。なお、これからの計画づくりの概要などについては、引き続き広報や町のホームページに掲載していくこととしています。問い合わせ先 総合計画策定審議会事務局 ☎76-2151 内線241

11月の策定審議会は、次のとおりです。

日 時：11月10日（月）18時30分から 場 所：津別町中央公民館・大ホール
内 容：部会討議結果発表、意見交換及び講評
コーディネーター：松 本 収 氏（策定委員会政策調査員）
（社）北海道地域総合研究所 コミュニティアドバイザー